

【氣多神社文書】

一七〇三

以上

一宮之儀、土肥但馬殿へ被申理、如前々社内當知行社務分目無相違、借物以下用捨之段堅被申出候。就其御祝儀之黃金、早速可被相調候。若菟角申仁候而、不相調於遲々者社中之可爲大事候。委曲兩人ニ申渡候。恐々謹言。

岩越小兵衛

(天正九年) 八月廿三日

吉 久 在判

一宮惣中 參

八月十三日。織田信長、長連龍に、重ねてその遊佐續光等を誅せるを報じたるに答ふ。

【長 文書】 金澤

一七〇四

於其國最前謀叛之輩成敗付而、祝着之趣尤候。定可散鬱憤令察候。罷退候族何方隱居候共、追而可別首候段勿論候。將又馬一疋糴毛到來候。懇情喜入候。猶菅屋可申候

也。

(天正九年) 八月十三日

(藤田) 信 長 在印

八月十七日。長連龍、笠松但馬守に、鹿島郡井田中村の地を宛行ふ。

【笠松文書】

一七〇五

今度者金子貳枚御馳走令祝着候。就其井田中村之内齋藤新五郎知行方、米錢共ニ四拾貫文之分、永代相渡申候間可有御知行候。若彼地於相違者、以他所相當則相渡可申者也。仍證文如件。

天正九年 八月十七日

(長) 連 龍 在判

笠松但馬守殿 參

九月三日。羽咋郡末森城主土肥親眞、氣多社に、その社務領を寄進す。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一七〇六

一宮社務分、近年如筋具、從此方可致進退之處、各懇

望付而令寄進候上者、於後日不可有相違者也。仍如件。

天正九年 九月三日

土肥但馬守 (長) 平 親 在判

一宮惣中 參

(天正八年十月十三日の條參照。この寄進状を出したる九月三日は、前田利家が能登一國に封ぜられたる後に屬するも、土肥親眞は尙その事ありしを知らざりしものゝ如し。)

九月五日。前田利家、能登に留守せる三輪吉宗等に、上杉景勝出馬の風聞あることを報じ警戒する所あらしむ。

【三輪文書】

一七〇七

書狀令披見候。仍其表相替儀無之由、祝着候。然者越後より喜平二被罷出之由候。何とて書狀には不申越候や。彌健之儀相尋可申越候。若海きハへ舟子などて出事候は、地下人としており合可討留之由、在々へ可申付

候。此節若きもの共の望有之事候。無由斷可申付候。次

松茸到來令祝着候。其表之様子細々可申越候。謹言。

(天正九年) 九月五日

(前田) 利 家 在印

三輪藤兵衛殿

(この文書にはもと天正十乎との付紙あり。然れども十年九月は荒山合戦により越後との關係既に落着したるのみならず、その五日には利家七尾に在りて長連龍と誓書を交換せり。案ずるに利家は越前府中よりこの消息を發せるなるべく、決して十年には有り得べからず。)

九月五日。前田利家、鳳至・珠洲二郡の百姓に、海岸の警戒を嚴にすべきことを命ず。

【粟藏村彦丞文書】 鳳至郡

一七〇八

返々此 [] あるべく候。此たびうち [] 今度越中より手出仕ニ付て 自然其地の舟手ニ而相働事も候は、 [] 付てはかなひ候まじく候。地下ノ若きものどもおり合可討留候。舟手の勢ハしかと用ニ